

夢を実現する第一歩のために

2021年3月号

# ミツヒロニュース



春ですね。先日、林弘明氏 著書の中で「振りかぶる白刃の下こそ地獄なり 一歩飛び込めあとは極楽」という「柳生新陰流」の兵法と言われている言葉を見つきました。敵に背を見せその状況から逃げ出して「生きて虜囚の恥ずかしめ」を受けるより、最後まで前へ突き進み、武芸者の誇りを貫き通すことで、未来が開けてくるといった教えです。今、新型コロナウイルスの影響で辛いことや苦しいことがありますですが一緒に頑張って乗り越えていきましょう。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇教育資金贈与を考えるなら、3月31日まで！
- ◇消費税総額表示の完全義務化がスタート
- ◇テレワークに係る事業者の費用負担と給与課税
- ◇今月のお勧めセミナー「家族を幸せにする相続セミナー」
- ◇あとがき  
「速読の副産物」

## 教育資金贈与を考えるなら、3月31日まで！

令和3年度の税制改正において、教育資金の一括贈与について改正がおこなわれました。

### 1. 教育資金特例、要件が厳格化

教育資金の一括贈与の特例は、もともと子どもの学費負担などにかかる経済的不安から若年層が結婚や出産に応じて少子化が進んでいるとして、若年層への資産移転を促す目的で平成25年に導入されました。30歳未満の子や孫を対象として、教育資金として使うのであれば受贈者一人当たり1,500万円までの一括贈与について贈与税を非課税にする特例です。

同特例は、創設当初は3年縛りのルールは設けられていませんでした。しかし、子や孫の数だけ1,500万円ずつを非課税で財産移転できることや、教育を受け終わった社会人でも贈与を受けられてしまうことなどから、「世代を超えた格差固定につながる」との反発の声があり、平成31年度税制改正で見直しが行われました。その結果、例外として、①贈与を受ける年の所得合計金額が1千万円を超えるときは非課税の対象外となる、②教育資金の用途を縮小し、贈与を受けた側が23歳以上であれば、学費や限定された教育訓練費以外の費用は非課税の対象外となる、③贈与を受けた側が23歳以上で、学校等に在学せず何ら教育訓練も受講していない時には、贈与して3年以内に父母や祖父母など贈与側が死亡すれば贈与財産は相続税の対象となる--という制限がかけられました。

### 2. 改正の概要

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、以下の措置が実施されたうえ、適用期限が2年延長されます。

#### ①贈与者が死亡した場合の残額に対する取扱いの変更

現行制度では、贈与者が亡くなった場合、死亡前3年以内に拠出した教育資金の残額にのみ相続税が課税されます。しかし改正後は、教育資金を拠出した時期を問わず、すべての残額に相続税が課税されます。

(次頁へづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

ただし、受贈者が①23歳未満、②学校等に在学している、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している——などの場合に限り、贈与者死亡時に相続税は課税されません。

この改正は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

## ②管理残額を「相続税の2割加算」の対象に追加

現行制度では、残額を子以外の直系卑属、つまり孫やひ孫が相続する場合、「相続税額の2割加算」の対象外とされています。そのため、通常は2割加算の対象となる孫やひ孫への相続（遺贈）ですが、本制度を使うことでこれを回避できてしまうのです。

今回の改正では、こうした制度の穴をふさぐための改正が行われることになりました。具体的には、贈与者の死亡に伴い、孫やひ孫が残額を相続（遺贈）したとみなされ相続税が課される場合には、その相続税額が2割加算の対象となります。

なお、この改正は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。



一般贈与（追加も含む）の時期	贈与者死亡から	相続税の課税 (○:あり、×:なし)	2割加算 (○:あり、×:なし)
2013年(平成25年)創設時から 2019年(平成31年)3月31日まで	3年超(①)	×	×
	3年以内(②)		
2019年(平成31年)4月1日から 2021年(令和3年)3月31日まで	3年超(①)	×	×
	3年以内(②)	○(注1、2)	×
2021年(令和3年)4月1日から 2023年(令和5年)3月31日まで	3年超(①)	○(注1、2)	○(注3)
	3年以内(②)		

(注1)贈与者の死亡前に、受贈者が死亡した場合、残額が0になった場合、受贈者が30歳に達した等の場合には、贈与者死亡時には課税なし。

(注2)贈与者死亡時において、受贈者が下記のいずれかに該当する場合は対象外

①23歳未満である場合

②学校等に在学している場合

③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注3)受贈者が、贈与者の孫・ひ孫(子以外の直系卑属)である場合に適用

まだ、限度額1,500万円の資金提供が済んでいない場合は、令和3年3月31日までに入金を済ませると、現在の制度が利用できます。令和3年4月1日からは、使用枠や年齢制限、増税など、厳しい内容となります。

『教育資金贈与の特例』は相続対策にもなる制度です。結婚の高齢化により、

子どもが孫のための教育資金が必要な際に、祖父母が存命していないケース、

または認知症となり、資産を動かせなくなるケースもあります。その場合に

備えて、この制度を活用するのはおススメです。



# 消費税総額表示の完全義務化がスタート

消費者に対する価格表示に関して、消費者が分かりやすいよう、消費税（地方消費税分も含む。以下同じ）を含めた価格での表示（以下、総額表示）が法律上義務付けられています。ただし特例により、総額表示が猶予されていました。この特例が令和3年3月31日で失効し、翌日の4月1日から総額表示の完全義務化がスタートします。総額表示の概要を確認しましょう。

## 1. 総額表示しなければならない場合

総額表示は、すべての価格について義務化されているわけではありません。総額表示の対象となるものは、次のとおりです。

### 【総額表示の対象となるもの】

事業者が**不特定かつ多数の者に対して、あらかじめ販売する商品等の価格を表示**する場合

例えば、会員制のディスカウントストアやスポーツ施設など、会員のみを対象とした商品の販売やサービスの提供を行っている場合であっても、その会員の募集が広く一般を対象に行われている場合には、総額表示が必要となります。

また、総額表示場所（媒体）は問いません。店頭であっても、インターネット上であっても、総額表示が必要であれば、必ず総額表示が求められます。

## 2. 総額表示が求められない場合

他方、総額表示が求められない場合があります。主なものは、次のとおりです。

- 取引に際して相手方に交付する請求書、領収書等
- 専ら他の事業者に対する客観的に見て事業の用にしか供されないような商品の販売又はサービスの提供
- そもそも価格を表示していない場合
- 希望小売価格
- 値引き販売の際に行われる「○割引き」「○円引き」

## 3. 総額表示例

総額表示例をいくつか示しました。ご参考ください。

### 【総額表示例】税込価格11,000円（税率10%）の商品表示

#### 総額表示として認められる

11,000円

11,000円（税込）

11,000円  
(うち税1,000円)

11,000円  
(税抜価格10,000円)

10,000円  
(税込価格11,000円)

11,000円  
(税抜価格10,000円  
税1,000円)



#### 総額表示として認められない

10,000円（税抜）

10,000円（本体価格）



10,000円+税

# テレワークに係る事業者の費用負担と給与課税

働き方改革の一環として国が推進してきたテレワーク（以下、在宅勤務）。現状では新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国や地方公共団体から事業者に対して、在宅勤務を促し、出社率引下げの協力を求めています。この在宅勤務については、従業員の自宅の環境整備に伴い生じる費用や、在宅勤務中に発生する諸費用があります。これらの費用を事業者が負担する場合、給与課税となるのでしょうか。

国税庁が1月15日に公表した「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」より、いくつかのケースを例に課税の取扱いを確認しましょう。



## 1. 原則的な取扱い

在宅勤務をするために通常要する費用について、その費用を負担した従業員に対して事業者が実費相当額を精算する場合には、給与として課税する必要はありません。

## 2. 在宅勤務手当

**【例】** 在宅勤務手当として、一律1ヶ月あたり5,000円を従業員へ支給するケース

このケースは実費の発生如何に関わらず、一律に支給されるものであるため、「**給与として課税**」します。

## 3. パソコンの支給

**【例】** 事業者が在宅勤務を行うに際して必要となるパソコンを用意し、従業員へ支給したケース

このケースは、パソコンの所有権が誰にあるのかで課税関係が異なります。

### (1) 所有権が会社にあるケース

会社に所有権があるままパソコンを従業員へ支給するということは、“貸与”しているにすぎないため、この場合は給与として課税する必要はありません。

### (2) 所有権が従業員にあるケース

従業員に所有権があるということは“現物給与”と考えられるため、「**給与として課税**」します。

## 4. 通信費・電気料金

在宅勤務を行うにあたり発生した通信費や電気料金については、業務に係る部分を合理的に計算して精算を行った場合には、給与として課税する必要はありません。

なお、この合理的な計算方法の詳細をお知りになりたい方は、当事務所までお問い合わせください。

参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご俱楽部



### 今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー  
「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「**相続税**」の**基本**についてお話しします。

事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

**(開催日4月7日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)**



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

**あとがき** 和田です。先日テレビで、「5分見るだけでどんな人でも高速で本が読めるようになるドリル」と本を紹介していました。テレビでは内容の紹介の為、間違え探しのサンプル問題が出題されたのですが、時間内に間違えを見つけることができませんでした。別に速読自体を身に着けたいわけではないのですが、トレーニングの効果として頭の回転が速くなったり、思考力・理解力がアップしたり、時間の使い方が上手になったりするみたいです。本を購入して、ドリルに取り組んでみたいと思います。



Buzip+広島  
動画による  
ニュース解説配信中！

